

用語解説

あ行	
一次避難所	災害によって、住居が倒壊、焼失、流失等によって居住することができなくなった場合に、一時的な避難生活を送る場所のことを指し、市立小中学校の体育館及び総合体育館が指定されている。
インフラストック、インフラストック管理	道路、下水道、公園、ダム等、国民経済全体の基礎としてその円滑な運営を実現するため、毎年の公共投資によって形成されてきた社会基盤整備の蓄積又はその維持管理のこと。
エコハウス設備設置助成	地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーの有効活用を促進するため、個人住宅の環境に配慮した住宅設備の設置に要する費用の一部を助成する制度のこと。
エリアマネジメント	街における文化活動、広報活動、交流活動等のソフト面の活動を継続的・面的に実施することにより、街の活性化・都市の持続的発展を推進する活動のこと。
延焼遮断帯 延焼遮断機能	市街地大火を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市機能と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構成される带状の不燃空間又はその機能のこと。
か行	
崖線 (がいせん)	多摩川によって形成された流路の名残りと考えられている地形のこと。府中市には国分寺崖線と府中崖線があり、高低差 10m から 30m 程度で連なっている。
開発行為	都市計画法に基づく、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う行為のこと。
開発事業	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築のこと。
環境施設帯	道路に付帯して整備される、植樹帯、路肩、歩道、副道等の幹線道路の沿道の生活環境を保全するための道路施設のこと。
基幹的な農業従事者	農業就業人口のうち、普段の主な状態が「仕事に従事している者」のこと。
既成市街地	都市計画法において、人口密度が 1 ha 当たり 40 人以上の地区が連担する区域で、区域内の人口が 3,000 人以上となっている地域とこれに接続する市街地のこと（都市計画法第 7 条第 2 項、同施行令第 8 条及び同施行規則第 8 条）。なお、本文では、建築物が密集し、かつ道路等の都市基盤整備が遅れている古くからの市街地を「既成市街地」としている。
基地跡地	第 2 次世界大戦後に米軍基地として接收された後、返還された敷地のこと。市内には 1973 年に返還された府中空軍基地跡地（通信施設を除く。）と調布基地跡地があり、現在は国、都と関係市が跡地について計画的な土地利用を進めている。
行財政改革	地方公共団体において、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な公共サービスを確実かつ効率的に実施するための地域の実情に応じた自主的な取組のこと。
共同溝	電線、電話線、ガス管、水道管等の複数の地下埋設物を統合して収容するために道路の地下に設ける構造物のこと。
緊急河川敷道路	災害時の緊急輸送路のことを指し、地震等災害時に物資等の輸送に用いるもの。平常時は開放し、散策、ジョギング、サイクリングなどに利用されている。
緊急輸送ネットワーク	緊急輸送道路をつなげ、地震直後に緊急輸送を円滑に行えるよう整備している経路（ネットワーク）のこと。

緊急輸送道路、 特定緊急輸送 道路	緊急輸送道路：地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、都知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。 特定緊急輸送道路：東京都が指定する緊急輸送道路のなかでも、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条第1項の規定に基づき指定された道路のこと。
啓開道路	災害時に緊急車両等の通行を早期に確保するため、一車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦れき処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開ける道路として指定した道路のこと。
景観協定	景観法に基づき、良好な景観を形成するために、土地所有者等がその全員の合意によって、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、構造、用途等に関する基準や、緑化に関する事項、屋外広告物に関する基準等について定めた協定のこと。
景観法	都市化の終えんに伴う良好な景観に関する人々の関心の高まりを背景として、平成15年に国土交通省が定めた初めての景観に関する総合的な法律のこと。これまでの地方公共団体の取組を踏まえ、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、景観条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みとして、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける広域性、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結及び景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業などの支援について定めている。
経常経費	経常的な事務事業や行政水準を維持していくための経費のこと。
国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画	平成18年度「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保存管理計画策定委員会」で提言された、将来に向けてのけやき並木にとって必要な保護・管理計画を具体的にまとめた計画のこと。これに基づき、所有者、市民及び専門家と行政の協働による様々な保護対策が実施されている。
建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境を維持するために、土地所有者等がその全員の合意によって、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準について定めた協定のこと。
広域幹線道路、 地域幹線道路・地区幹線道路	広域幹線道路：国土や地域の骨格を形成し、広域の物流や交流を分担する道路のこと。高規格幹線道路、一般国道及び主要地方道から構成され、延長約12万kmに及ぶ。 地域幹線道路・地区幹線道路：高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線のこと。美術館通り、いちょう通り等が該当する。
広域基幹病院	東京都の「医療機能の集約とネットワークの充実強化」を実現し、都民に対する医療サービスの向上を図るため、高度、専門的な医療を提供している複数のセンター的機能を有するよう再編整備された病院のこと。
広域避難場所	大規模な延焼火災などの危険を回避するために必要な面積を有するオープンスペースとして市が指定した場所のこと。東京農工大学、都立府中の森公園、多摩川河川敷等が指定されている。
公開空地	建築敷地内で一般に公開される道路、広場等のオープンスペースのこと。建築基準法の総合設計制度では、計画建築物の敷地内の空地のうち、歩行者が日常自由に通行又は利用できる部分をいう。
公開緑地	建物の建築や開発等において、敷地内に設けられ、塀等で道路側から遮らず、一般に開放され、歩行者が自由に通行したり、利用したりすることが可能な空地のうち、緑地となっている空間のこと。
公債費	地方自治体が歳出の財源を得るために借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計費用のこと。
交通結節機能 (交通結節点)	鉄道、バス、タクシー、自転車等、各種交通手段を相互に連絡する乗換え・乗継ぎが行われる場所のこと。

交通不便地域	鉄道や路線バス等の公共交通の利用に不便な地域のこと。コミュニティバスの運行等により、こうした地域の解消を図る取組が行われている。
国家戦略特区	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から設けられた特区のこと。当該区域においては、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。
さ行	
市街地再開発事業	既存の建物や施設が集積している地域で、建築物を取り壊したり、修復・建替えを行うなどして環境の改善を図ることを、一般に「再開発」というが、そのうち都市計画法と都市再開発法の規定に従って行う市街地開発事業で、市街地の土地利用が非効率な地域の再開発を行い、活性化を図ろうとする事業のこと。道路や公園などの公共施設の整備を伴うもので、組合や公的セクターなどが担う。
シティプロモーション	地域イメージの向上や交流人口及び定住人口の増加を目的に、産業の振興や生活環境の充実により地域の魅力を高めるだけでなく、地域の魅力を適切に伝える取組のこと。
事務事業評価	市が行う業務活動の基本単位である事務事業について振り返り、目的妥当性・有効性・効率性の点から分析・評価を行い、その結果を踏まえて、今後の事務事業の課題の整理と方向性の検討を行い、次年度以降の事業計画の改革・改善へ反映させようとする取組のこと。
親水空間	都市の河川等の水辺環境に触れることで、水や川に対する親しみを深める意図を持ってつくられた公園、緑地等の空間のこと。自然環境の回復、レクリエーション環境の創造が重視されるなか、様々な親水への取組が行われている。
新耐震基準、旧耐震基準	旧耐震基準：1981年（昭和56年）以前に建築基準法で定められた建物の耐震に関する設計基準のこと。 新耐震基準：1981年（昭和56年）以降に建築基準法で定められた建物の耐震に関する設計基準のこと。
スプロール	むやみ広がるという意味の言葉のこと。都市の急激な発展で、市街地が無計画に郊外に広がっていく現象のことを、スプロール化・スプロール現象といい、上下水道や交通機関といった社会資本の非効率化や、都市中心部の空洞化等を招く。
生活道路	その地域の人々が通勤・通学などの日常生活上で利用する道路のこと。自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先される。
生産緑地地区	都市計画法に基づく市街化区域農地のうち、「地域地区」として、生産緑地法に基づいて定められた区域のこと。農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草放牧地・森林・池沼等のうち、公害や災害の防止等良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公園・緑地などの公共施設の敷地の用に供する土地として適している500㎡以上の規模の区域で、農林漁業の継続が可能な条件を備えているものを市が地区指定している。
生物多様性	地球上のゆたかな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。一般的には、多様な生物が存在していることを意味する。
絶対高さ型高度地区	住環境の保護や良好な都市景観の形成のため、建築物の高さの最高限度を定めた地区のこと。
相互友好協定	人材の育成と施策の充実を図り、学術研究の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的として、教育、防災、人材育成等、様々な分野において協働・連携する取決めのこと。
ソフトパワー	能力や魅力で人々を引きつける力であり、その結集と言われる力のこと。府中市では、市民や職員の知恵と力を結集し、工夫を凝らし、魅力あるまちづくりを進める原動力となるものをいう。
た行	
大規模開発事業	開発区域の面積が5,000㎡以上の開発事業、100戸以上の集合住宅又は延べ面積が10,000㎡以上の建築物の建築行為を伴う開発事業のこと。

地区計画	都市計画法に基づき、比較的小規模の地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等から見て、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画のこと。地区施設（道路や公園）の配置・規模、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、緑化率などについて、地区の特性に応じて定めることができる。
地域別まちづくり方針	府中市都市計画マスタープランにおいて、市民の日常生活圏におけるまちづくりについて、各地域の特徴を踏まえながら、地域ごとの具体的な都市施設の整備方針やまちづくりの取組方針を示したもののこと。
中高層建築物	原則として高さが10mを超える建築物のことを指すが、第一種及び第二種低層住居専用地域に建築される場合は、地上3階建て以上又は軒の高さが7mを超える建築物のことを指す。
中心市街地活性化基本計画	中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき、市町村が中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために策定した計画のこと。
低炭素まちづくり	都市構造・交通分野、エネルギー分野及びみどり分野の3分野の取組を基本として、都市機能の集約化と公共交通利用の促進によるコンパクトなまちづくりを軸に、高齢者や子育て世代を含む全ての市民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを実現し、同時に都市の低炭素化を実現するまちづくりのこと。
投資的経費	その経費の支出の効果が単年度又は短期的に終わらず、道路、学校、公営住宅の建設等の固定的な資本の形成に向けられる経費のことを指し、地方自治体の予算科目では、普通建設事業（補助事業と単独事業に分けられ、国の直轄事業負担金を含む）・災害復旧事業・失業対策事業を指す。
特定公園施設	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく、移動円滑化基準に適合した公園施設のこと。
特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一種であり、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために当該用途地域の指定を補完して定める地区のこと。
都市型産業専用地区	大規模事業所が立地する地区において、周辺地区との調和・共存を図り、都市型産業を保全・育成する土地利用を誘導する都市計画法に基づく特別用途地区のこと。
都市型農業	都市近郊の農業一般を意味するものであり、大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園などにおいて営まれる農業を包含する概念のこと。住民に新鮮で安全な農産物を供給するとともに、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりや潤いを提供する貴重な役割を担っている。
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された公園や緑地のこと。都市計画公園を都市計画として定める時は、都市施設の種類、名称、位置、区域、面積及び種別を定める。
都市計画道路	歩行者や自動車等の交通路としてはもちろん、防災空間（火災の広がりを道路空間で遮断）、環境空間（風通し、明るさ、開放感等を確保）及び収容空間（下水道や電線等を埋没）としての機能を併せ持つ、都市計画により決定された道路のこと。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他の都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。
都市公園	都市公園法に基づく公園又は緑地のこと。機能や利用者の誘致圏域によって、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園等の種類に分けられる。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のこと。地権者から権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる。また、提供された土地の一部（保留地）を売却し、事業資金の一部に充てる。

土地利用現況調査	都市計画法第6条の規定に基づく、都市計画に関する基礎調査の一つとして、土地利用の現況と変化の動向を把握するために、おおむね5年ごとに実施している調査のこと。
土地利用調整	市街化区域において、自然環境との調和や保全を図りながら、総合的かつ計画的に保全と秩序ある土地の利用を行うため、用途地域や容積率等をコントロールするために行う調整のこと。
な行	
二項道路	道路幅が4mに満たない道路で建築基準法第42条第2項に規定される道路のこと。建築基準法では、敷地が4m以上の道路に接していないと、建物の建築ができないことになっているため、建物の建替えの際に、道路の中心から2m後退することを進めている。
二次避難所	一次避難所に避難した高齢者や障害者のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な者を優先的に避難させるために設置する施設のこと。
25m高度地区、25m第2種高度地区	工場跡地における高層マンションの建設に伴う紛争予防等のため、工業地域及び準工業地域で、従来の斜線制限型の高さ規制に加え、絶対高さを25m以下に規制する制限を加えた高度地区のこと。
農業特区制度	農業の活性化や振興のため、農業事業者や新規参入者に対して、特別に特区内において規制緩和や税制上の優遇措置等を認める制度のこと。
は行	
馬場大門のけやき並木	大國魂神社の北に延びる参道に所在し、大國魂神社の大鳥居から約600m続く、大正13年(1924)に全国で2番目に国の天然記念物として指定された由緒あるけやきの並木道のこと。現在のけやき並木には、けやき152本(江戸初期のものが数本残っている。)のほか、かえでなどの老樹も含めると、合計で200本を越える樹木が植えられている。
バリアフリー	障害のある人や高齢者等が生活を営む上で支障がないように、建物や道路の段差等、生活環境上の物理的な障壁を除去すること。
ハザードマップ	地震、台風、火山噴火等により発生が予想される災害現象の進路や範囲、時間等を地図に表した、災害予測地図のこと。
ランプ(ランプ付き道路)	車の低速走行を促すため、道路の表面に設ける凸部又はそれを設けた道路のこと。
PFI手法、PFI事業	PFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。
ビオトープ	ラテン語とギリシア語からの造語を語源とする、生物群集の生息空間を示す言葉のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費のこと。
府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画	「府中市水と緑のネットワーク拠点整備基本計画」及び「府中市水と緑のネットワーク拠点整備指針」に基づく実施計画のこと。ゾーン別の整備方針及び施設別の整備方針を示している。
普通会計	一般会計と特別会計のうち、公営事業会計(上水道・下水道等の公営企業会計、国民健康保険事業特別会計等)以外の会計(住宅資金等貸付事業特別会計等)を統合して一つの会計としてまとめたもののこと。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、実際の会計区分では財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基本としている。

保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
ボトルネック	事業を行う上で、最も経営資源の確保が難しい箇所あるいは実施が難しい箇所のこと。河川、通路等では流量の妨げとなっている箇所のことをいう。
ま行	
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法に基づき定められた、遺構や遺物が発見される地域のこと。
まちづくり誘導地区	府中市地域まちづくり条例第9条の2の規定に基づき、まちづくりを誘導する必要があると市長が認めたとときに指定する地区のこと。
武蔵国	現在の東京都、埼玉県及び神奈川県北東部のこと。元々は、東山道に属していたが771年から東海道の大国となった。『旧事本紀』『高橋氏文』等によれば、无邪志(むさし)、胸刺、知知夫(ちちふ)の3国造があった。
武蔵国府	武蔵国の国庁、国衙を含めた役所に勤務していた役人の館や、兵士等の宿舎、市、学校、百世の民家等を含む範囲全体のこと。
武蔵国府国衙	奈良平安時代の武蔵国府の中心地に当たる国衙の跡地のことを指し、国司が政を行った役所に当たる場所を指す。現在は建物跡の一部が復元され、見学施設として開放されている。
武蔵国府国司館	都から赴任してきた武蔵国の国司一家のためにつくられた官舎のこと。平成21年7月に大國魂神社境内地とその東側の市有地が国史跡の指定を受けた。本町一丁目に所在し、江戸時代の徳川家康府中御殿に関連する遺構も発見されている。
無電柱化	「安全で快適な通行空間の確保」「都市景観の向上」「都市災害の防止」「情報通信ネットワークの信頼性向上」等を目的として、電線類の地下化及び埋設化を行うこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、初めからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位・人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
容積率、指定容積率、容積消化率	容積率：建築基準法で定められた敷地面積に対する建築延べ面積の割合のこと。 指定容積率：都市計画により用途地域ごとに指定された容積率のこと。 容積消化率：指定容積率に対して、敷地における建築において実際に使われている容積率の割合のこと。
ら行	
緑化率	建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。)の面積の敷地面積に対する割合のこと。
緑被面積、緑被率	緑被面積：上空から見たときに樹木、樹林、農地等、緑で地上が覆われた場所である緑被地の面積のこと。水面や広場は含まれない純粋な植物の緑が対象となる。 緑被率：一定区域の中で、緑被面積が占める割合のこと。一般的には、航空写真や衛星等により地上を撮影し、率を測定する。都市における「緑のゆたかさ」を表す指標のひとつとなる。
連続立体化交差化	鉄道を連続的に高架化又は地下化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、踏切による交通渋滞及び事故を解消すること。
ロードサイド型店舗	幹線道路の沿線に立地し、車やバイク、自転車によるアクセスを想定した商業店舗のこと。